平成23年2月23日 総務省自治税務局の滝本審議官より、「抜本的税制改革と地方税制・交付税制度のあり方」と題し、講演をいただきました。意見はすべて個人的立場です。 資料は別添1です。

その後の議論の概要は以下のとおりです。

- ・社会保障目的税となる場合、地方はどの程度の財源を期待しているのか。
- ・社会保障給付制度の裏負担部分だけなのか、地方単独福祉はどこまで含むのか
- ・地方自治体が提供する社会保障サービスはどこまで含むのか
- ・7000 億の自然増の内訳は
- ・消費税収は官の肥大化には当てない、ということは現物給付は含まないという事か
- ・東京都区部に代表されるような過剰な福祉サービスは消費税では手当てされるべきでは ないと思うが・・
- ・固定資産税の充実が必要ではないか。とりわけ各種の特例は廃止すべきではないか。
- ・ 法人 2 税については、偏在、不安定という大きな問題があるので、地方消費税との税源 交換が必要ではないか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。